

(仮称) 阪南市西部丘陵地区産業集積用地造成事業にかかる
環境アセスメントについて

市民部 生活環境課

1. 大阪府環境影響評価条例に基づく環境アセスメント方法書関連について

(1) スケジュール (想定含む)

※全体は「2. 大阪府条例による環境アセスメントの主な流れ」参照

①	8月31日	SKハウジング株式会社より(仮称)阪南市西部丘陵地区産業集積用地造成事業にかかる環境アセスメント方法書が大阪府に提出され、同日付で受理
②	9月16日～10月17日(予定)	知事が住民を対象に1か月間縦覧
③	9月16日～10月31日(予定)	住民が事業者又は知事に対して意見書を提出
④	11月(中旬～下旬)	事業者が住民の意見に対する見解を知事に提出
⑤	12月(下旬)～1月(初旬)	阪南市長が知事に対して意見を発出
⑥	2月(初旬～中旬)	大阪府環境影響評価審査会が知事に意見を提出
⑦	2月(中旬～下旬)	知事が事業者に対して意見を発出
⑧	知事意見受領後	事業者がアセスメントを実施

※⑤以降のスケジュールについては「④事業者の住民意見に対する見解提出」の時期により流動的
※9月16日：各議員に環境アセスメント方法書を配布予定

(2) 環境影響評価方法書の縦覧と住民意見の提出について

方法書について環境の保全の見地から意見のある住民等は、事業者又は大阪府へ意見書を提出することができます。

ポイント	①方法書は、府庁舎、阪南市、事業者の事務所で1か月縦覧される
	②方法書は大阪府のホームページで見ることができる (市ホームページにも関連サイトを設置する予定)
	③意見の提出期限 ⇒ 縦覧期間(1か月)+2週間以内
	④意見の提出先 ⇒ 大阪府 又は 事業者
	⑤意見の提出方法 ⇒ 持参、郵送、 大阪府電子申請システム(府あての意見のみ)

(3) 環境影響評価方法書の縦覧場所と市民への周知について

【1】縦覧方法 大阪府内27か所に方法書を設置します

＜大阪府＞ 2か所

①大阪府 環境農林水産部 環境管理室環境保全課
②大阪府 府政情報センター

＜阪南市＞ 24か所

①阪南市役所生活環境課	⑬箱作西住民センター
②阪南市役所市民情報コーナー	⑭箱作東住民センター
③尾崎公民館	⑮貝掛住民センター
④東鳥取公民館	⑯万葉台住民センター
⑤西鳥取公民館	⑰プロヴァンスの丘住民センター
⑥阪南市立図書館	⑱住金団地住民センター
⑦阪南市立保健センター	⑲鴻和住民センター
⑧阪南市地域交流館	⑳いずみが丘住民センター
⑨桃の木台西住民センター	㉑田山住民センター
⑩桃の木台東住民センター	㉒箱の浦住民センター
⑪桃の木台南住民センター	㉓箱の浦東住民センター
⑫箱作住民センター	㉔南山中住民センター

＜事業者＞ 1か所

①SKハウジング株式会社不動産部

【2】市民への周知方法

1. 大阪府 公示
2. 大阪府ホームページ
3. 阪南市ホームページ
4. 広報はんなん 10月号
5. 民間業者による説明チラシの下荘地区住民への全戸配布(9月中旬)

2. 大阪府条例による環境アセスメントの主な流れ

＜再掲(令和4年8月19日 全員協議会資料)＞

